

令和 8 年度村山市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

第 1 趣旨

本市は、国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、基本的な方針（以下「調達方針」という。）を以下のとおり定める。

第 2 調達方針の対象となる施設等

この調達方針の対象となる施設等は、その住所又は所在地を県内に有し、法第 2 条第 4 項に規定する次の施設等とする。

- （1）障害者支援施設
- （2）地域活動支援センター
- （3）障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設
- （4）障がい者の地域における作業活動の場として障害者基本法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- （5）法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）
- （6）法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- （7）在宅就業障がい者
- （8）在宅就業支援団体

第 3 調達方針の適用範囲

この調達方針の適用範囲は、本市の全ての組織とする。

第 4 調達方針の対象となる物品等

この調達方針の対象となる物品等は、本市が調達する物品等のうち、第 2 に規定する施設等から調達可能な物品等とする。

第 5 調達の目標

前年度の調達件数または実績額を上回ることを目的とする。

第6 調達推進方法

- (1) 施設等から調達可能な物品等に関する情報を収集し、各部署にその情報を提供する。
- (2) 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約を活用し、施設等からの物品等の調達の推進を図る。
- (3) 物品等の調達の際は、計画的な発注に努め、適切な納期、発注量等の設定を行うことにより、施設等からの物品調達に配慮する。

第7 公表等

調達実績等をホームページ等で公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

附則

この調達方針は、令和8年4月1日から施行する。